

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年2月23日 08時35分ごろ
発生場所	神奈川県葉山町葉山港西方沖 葉山港A防波堤灯台から真方位267° 1,500m付近 (概位 北緯35° 17.0′ 東経139° 32.9′)
事故の概要	漁船 ^{やりがたけ} ヶ岳丸は、南東進中、また、シーカヤック（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年3月23日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ヶ岳丸、1.1トン KN3-15801（漁船登録番号）、個人所有 B シーカヤック（船名なし）、総トン数なし（全長約4m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 漕手B
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷部に塗膜剥離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、葉山港西方海域で引き縄漁を行った後、約4km/hの対地速力で航行しながら、船長Aが船体両舷に張り出した竿から仕掛けの回収作業中、左舷後方から接近してくる漁船を避けようと右転して南東進した。</p> <p>船長Aは、右転する際に進行方向を確認したが他船を認めなかったため、後部甲板で後方を向いて仕掛けの回収作業を続けていたところ、船首部からの衝突音を聞いて振り返り、A船の右舷側に転覆したB船と落水した漕手Bを認め、B船と衝突したことが分かった。</p> <p>船長Aは、仕掛けの回収作業を行っている間、時折振り返って前路を確認していたが、乾舷の低いB船が波の谷間に隠れてしまい気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、固型式の救命胴衣を着用した漕手Bが1人で乗り、船首を東方に向けて釣りをしながら漂泊中、漕手Bが、周囲に他船を見掛けなかったため釣りに意識を向けていたところ、左舷方から接近するA船に気付かず、A船の船首部とB船の左舷部とが衝突した。</p> <p>漕手Bは、ふだん補聴器を使用しているが、水に^ひ浸かると故障して</p>

	<p>しまうのでB船で釣りを行うときには補聴器を外しており、本事故当時も外していたので、大きな音でないと聞こえなかった。</p>
分析	<p>A船は、波高が約0.5～1.0mの状況下、南東進中、船長Aが、仕掛けの回収作業を行いながら後方を向いて航行を続けたことから、時折前路を確認していたものの波の谷間に隠れたB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、漕手Bが、周囲に他船を見掛けなかったため釣りに意識を向けていたことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>漕手Bがふだん使用している補聴器を外していたことは、接近するA船に気付かなかったことに関与したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、波高が約0.5～1.0mの状況下、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが仕掛けの回収作業を行いながら後方を向いて航行を続け、また、漕手Bが釣りに意識を向けていたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、波高等の状況によっては小型の船艇が波間に隠れてしまうことを念頭に、常時適切な見張りを行うこと。 ・ シーカヤック等の漕手は、漂泊して釣りを行う際、釣りに意識を向け過ぎずに、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。また、聴力が低下している場合、補聴器等を使用するか、あるいは、他船の接近に関して、より注意すること。